

# 国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査委員会規則

平成29年1月24日制定

令和3年6月16日改正

令和4年11月1日改正

令和5年3月29日改正

## (趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学に、医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2に定める特定機能病院として、高度かつ先進的な医療を提供する使命を有する附属病院（以下「本院」という。）の医療安全管理業務の監査を行うため、国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の業務の状況について、附属病院長（以下「病院長」という。）から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を行うこと。
- (2) 学長又は病院長に対し、必要に応じて医療に係る安全管理についての是正措置を講じよう意見を表明すること。
- (3) 前2号に規定する業務の実施結果を公表すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員3人以上をもって組織する。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
- (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（前号の委員を除く。）
- (3) その他学長が必要と認める者

2 委員の過半数は、本院と利害関係のない者とする。

3 第1項第1号及び第2号の委員は、それぞれ1人以上の本院と利害関係のない者を含む。

4 第1項第1号から第3号までの委員は、学長が指名又は委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員会)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号委員で本院と利害関係のない者のうちから、学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。議事は、出席した

委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、年2回以上開催するものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員名簿及び委員選定理由の公表等)

第7条 学長は、委員名簿及び委員の選定理由を公表するものとする。

2 学長は、前項の規定により公表した委員名簿及び委員の選定理由並びにその公表状況について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するものとする。

(秘密保持義務)

第8条 委員（委員であった者を含む。）又は委員会の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、関係各課の協力を得て、杉谷地区事務部医療支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年1月24日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に学長が指名又は委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成31年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和3年6月16日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。